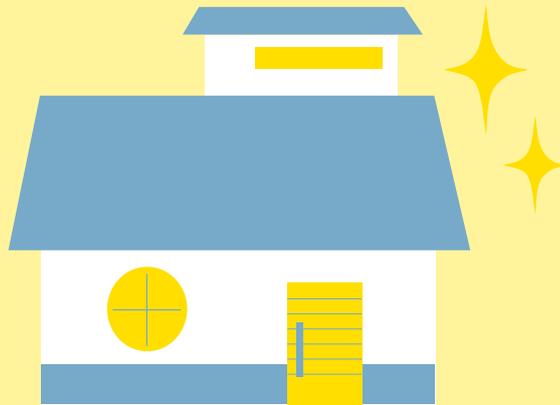


新築住宅購入

または

中古住宅購入



2人以上で県外から転入

最大 **100** 万円

単身で県外から転入

最大 **50** 万円

- ◎ 補助率：建物価格の 10/100（契約書に建物価格の記載がない場合は、固定資産税評価額をもとに算出します）
- ⊕ 加算額：15歳以下のものが同居する場合は1人につき10万円（上限額に達していない場合に限りです）

※補助金は、加算額を含めて補助率内での支給です。 ※土地の購入等に関する経費は補助対象外です。

交付の条件

- 転入日前に、連続して3年以上県外に居住していた期間がある方で
転入日から5年以内に住宅の新築等が完了する方
- 交付申請日前に住宅の購入をした場合は、住宅を取得した日（登記名義人となった日）から
1年以内に本市に転入した方
- 引き続き5年以上居住する意思がある方
※5年以内に市から転出された場合、その年数に応じて補助金の返還を求める場合があります。

🗣️ 申請前に必ずご相談ください

お問い合わせ

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課

☎0858-27-0501

✉iju@city.kurayoshi.lg.jp

🔍 そうだ！くらしよして暮らそう



交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 住宅取得等計画（報告）書【様式第1号】
- 住宅取得等収支予算（決算）書【様式第2号】
- 誓約書兼同意書【様式第3号】
- 補助金等支払請求書
- 振込先が分かる書類（通帳等）の写し
- 入居するご家族全員の住民票謄本
- 入居するご家族全員の戸籍の附票
- 取得した住宅（土地・建物）の登記事項証明書
- 住宅または中古住宅の平面図（間取り図）及び位置図（地図）
- 住宅または中古住宅の全景写真（新築の場合は施工前及び施工後の状態が分かるもの）

添付書類



新築住宅等補助金

- 工事請負契約書または売買契約書の写し
- 工事請負代金または売買代金の支払いが確認できる書類（領収書等）



中古住宅購入補助金

- 売買契約書の写し
- 売買代金の支払いが確認できる書類（領収書等）

※国または県等の他の住宅に係る補助金等の交付を受ける場合は

補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

※予算の上限に達した場合は、申請を締め切らせていただくことがございますので、予めご了承ください。

🗣️ 申請前に必ずご相談ください

お問い合わせ

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課

☎0858-27-0501 ✉iju@city.kurayoshi.lg.jp

🔍 そうだ！くらよして暮らそう 

